

議案第 76 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第34号）第12条
- (2) 岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号）第12条
- (3) 岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岩倉市条例第28号）第13条

(岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された環境」を「適切な環境」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。